

公立保育所の民営化をゆるさず、公的保育拡充をめざす全国集会

- 全国各地のとりくみから教訓を学び、父母・住民と保育労働者の共同を広げるために -

基調報告

2005年5月7日

自治労連・保育リストラ反対闘争委員会

1. 集会の開催目的と獲得目標

小泉内閣がすすめる「構造改革」のもとで、公立保育所の民営化・民間委託や統廃合が全国の自治体に広がっています。とりわけ首都圏では東京都認証保育所制度とあいまって民間企業による保育事業への参入がすすんでいます。保育労働者の非正規化（嘱託、アルバイト、パート、派遣）、「定員の弾力化」による保育条件の悪化は、公立・民間を問わず進行しています。一方では、公立保育所の民営化に反対し、安心して子育てができる地域・自治体をつくる運動が、保護者・住民、保育労働者らによって、北は北海道から南は沖縄まで各地で取り組まれています。

公立保育所民営化は政府・財界が一体となって進める規制改革・民間開放の典型的な現れであり、保護者・住民、保育労働者らがこれと激しく切り結びながらたたかっている問題です。そこでこの問題に焦点を当てた初めての全国集会として開催しました。集会の獲得目標は、地域を基礎に保護者・住民と保育労働者・関係者の共同の取組みをさらにすすめることです。そのために、保育市場化の流れの中にある公立保育所民営化にかかわる情勢を共通のものにし、全国各地のたたかいから学びあい、公的保育制度のもとで創り上げてきた保育実践と運動に確信を持つことです。

本集会は日本自治体労働組合総連合（自治労連）の主催ですが、全国保育団体連絡会（全保連）、全国福祉保育労働組合（福祉保育労）が協賛し、実質的には共同の取組みとして開催しました。この3団体は、これまで公的保育を守り拡充させるために、共同の行動を積み重ねてきました。本集会もこれまでの共同行動の到達点のうえにたって準備したものです。

2. 公立保育所の民営化をめぐる情勢

（1）国の政策

公立保育所の民営化は、個々の自治体が自ら決定し実行するものですが、政府と財界による「規制改革・民間開放」の重点分野の一つに保育をあげ、公的保育制度の仕組みを壊しながら自治体に強制、誘導するなかで生じている問題です。政府・財界にとって公立保育所の民営化をすすめることは、第一に保育にかかる経費を削減することによって国家財

政を大企業のための財政支援に重点的に投下できること、第二に自治体が直接事業を実施する公立保育所をなくすことによって民間企業が自由に営利活動として展開できる市場へ変えることの二つの意味をもっています。したがって、民営化計画が表面化していない自治体でもいつ民営化計画が出てもし思議ではないことを理解し、日常的な取り組みを強めること、民営化や統廃合問題に立ち向かって取り組まれているそれぞれの地域の運動を国の政策を改めさせる全国的運動と結合させることが求められています。

「規制緩和・民間開放」と保育所

政府は 1990 年代に入ると社会福祉基礎構造改革に本格的に着手し、1993 年には「保育制度検討会」を設置して日本の公的保育制度の根幹であった措置制度を直接契約制度へと移行させることを企てましたが、保育関係者の強い反対により、いったん阻止させることができました。そこで政府は 1994 年度より公的保育制度とは別枠で駅型保育モデル事業を設け、ここで民間企業による保育事業の実施・直接契約制度・保育士配置基準や施設基準の緩和をおこなうなど、規制緩和・公的保育を解体させる政策を続け、ついに 1997 年には児童福祉法を改正しました。「改正」児童福祉法では、市区町村に保育の実施責任があることを明記したものの、保育を措置の対象からははずすとともに、待機児を抱えている市町村での民間委託等の促進を挿入しました（第 56 条の 7）。そして 2000 年 3 月、厚生省（当時）児童家庭局長通知「保育所の設置認可等について」によって、法改正を経ず民間企業も認可保育所を経営できるように改めました。その後も民間企業の経営意欲を高めるために保育所運営費の使い方の制限をゆるめ、2004 年度より土地の取得費や法人本部運営費にも保育運営経費等の 10%以内を回せるように変更し、社会福祉法人についても企業会計への移行を促進し、完全な市場化に向けた地ならしを進めています。保育所の設置基準引き下げでは、給食調理室の基準緩和にみられるように 2002 年末に成立した構造改革特別区域法をつかって自治体や民間企業から提案を出させ、地域限定で実施させながら全国標準に切り替える手法もとっています。

公立保育所については 2004 年度より保育所運営費の財源を国庫負担金から自治体の一般財源へと移行したことにより、国および都道府県の負担金 1660 億円相当額を所得譲与税及び地方交付税として市区町村へ財源移譲したものの、折からの地方財政締め付けのなかで一般財源化を理由に保育予算を削減した自治体が相次いでいます。

政府が「就学前の教育と保育を一体として捉える施設」と説明する「総合施設」についても、職員配置基準や施設基準は幼稚園か保育所のどちらか低い方に合わせ、また直接契約制度、義務的な国庫負担金ではなく奨励的な補助金を基本に検討されており（「規制改革・民間開放推進会議」2004 年 12 月）、2005 年度は 36 箇所でのモデル事業、2006 年度より本格実施とされるなか、子どもの保育と療育の条件を低くし、現行の保育所や幼稚園の制度を壊す狙いがあるものとしてみておく必要があります。

自治体を民営化へ追い込む政策

政府は第一に、財政面で福祉予算を削り、自治体財政を圧迫することによって、自治体が効率性を最優先にした政策決定をせざるを得ない状況をつくりだしています。今日の地方財政の悪化は、政府・総務省も認めるように経済低迷による地方税収等の落込み、大企業や富裕者減税、景気対策のための公共事業による地方債の増加が原因です。しかも「三位一体の改革」の初年度である 2004 年度に地方交付税等の総額を大幅に削減したことが拍車をかけています。

第二に、民営化を進めるために制度を変えて自治体を誘導し追い込んでいます。たとえば三鷹市が 2001 年 4 月に新設した東台保育所の運営を㈱ベネッセコーポレーションに業務受託したときには、公立保育所の運営を丸ごと委託する場合でも管理委託制度ではなくて業務委託によって民間企業に委ねることが可能であるとの厚生労働省保育課長通知を出しました。さらに 2003 年 6 月には地方自治法を改正し、管理委託制度から指定管理者制度へと切り替えることによって、公立保育所や図書館、公園などあらゆる公の施設の包括的管理を民間企業にも委任できるようにしました。

第三に、政府・総務省は 2005 年 3 月 29 日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(地方行革新指針)を策定し、全国の自治体に通知しました。このなかには今後 5 年間で福祉を含む一般行政部門の職員 107 万人、公営企業 43 万人、計 150 万人のうちおおむね 20 万人の削減を目標に、実現手段として第一に「民間委託等の推進」をあげ、同指針に沿った計画の策定を 2006 年 3 月末までに策定することを求めています。

民営化を強制する「市場化テスト」

政府は 2005 年 3 月 25 日、「規制改革・民間開放推進 3 カ年計画」を閣議決定しました。ここでは市場化テストについて次のように述べています。

市場化テストの本格的導入に向けた取組

- ・構造改革の柱である「民でできるものは民へ」を具体化するため、「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組みも含めた制度の整備を検討する。
- ・3 分野 8 事業 23 箇所のモデル事業を平成 17 年度において試行的に実施する。民間 119 提案のうち平成 17 年度モデル事業の対象にならなかったものについても「市場化テスト」の対象事業とすることについて検討する。

この市場化テストが自治体にも適用されたなら、個々の施設の特徴を踏まえて管理運営のあり方を決定するのではなく、強制的に民間企業とコスト競争が迫られ、企業にとっては一本釣り(指定管理者制度)ではなく底引き網(市場化テスト)で自治体の仕事を獲得

できるように変化します。

地方財政計画での「保育所の超過負担解消」

自治労連は、2004年度より公立保育所運営費が一般財源化されたもとで、超過負担の解消とくに25歳の人件費をもとにした運営費の算出を自治体が実際に支出している額へ改めることを総務省に要求してきました。この自治労連などの運動がみのり、政府は2005年度地方財政計画のなかで、経常的経費のかい離是正として、公立保育所運営費の超過負担の解消（正規職員の経験年数を認めた人件費、及び実際に配置されている非正規職員）をあげ、1750億円を含む3500億円を計上しました。政府の最近の政策は公立保育所の民営化と保育事業への民間企業参入を推進するものといえますが、住民ニーズを反映した自治体の実績を一定反映される地方財政計画のルールによって、政府内部でも矛盾をもたざるを得ないことを示しています。公立保育所の超過負担是正を理由に確保された一般財源を、安心して子育てができる地域づくり、子どもと保育のための予算として確保させる地域・自治体での取り組みが必要です。

（２）自治体の動向

公立保育所の民営化は、政府の政策によって生じているとはいえ、それぞれの自治体の責任のもとで方針決定し、実施に移されており、自治体の責任は重大です。保育の実施責任は市町村にあり（児童福祉法第24条）、保育は自治事務であるため、建前のうえでは政府が自治体に対して民営化を直接強制することができません。

民営化は急速に進んでいる

「1998年度から毎年2ヶ所ずつ、5年間で10ヶ所の公立保育所の民間移譲」の方針を掲げた兵庫県尼崎市、「全公立保育所36ヶ所を対象に2000年度から毎年2ヶ所ずつ民間移譲」の方針を掲げた大阪府堺市を皮切りに、すべての公立保育所を対象にした本格的な民営化が瞬くあいだに全国に広がっています。

現在、認可保育所は公立保育所が12,255か所、在籍児数971,216人、民間保育所が10,100か所、949,735人であり（2003年4月1日現在、『保育白書』2004）認可保育所全体で見ると施設数、入所児数とも増加傾向にあります。公立保育所は、民営化と統廃合によって2000年以降の3年間に468か所減少しています。公立保育所の民営化と統廃合・廃止は、政府の民営化政策と市町村合併によって加速しています。

民営化の方法は二通りあります。一つは公立保育所を廃止し、施設・設備を民間事業者に移譲・貸与することによって設置主体そのものを民間移譲する方法です。もう一つは設置主体が公立でありながら運営を民間事業者に委託する公設民営方式です。公設民営方式の場合、指定管理者制度に基づく管理代行と、業務委託に基づく管理委託が基本ですが、

給食の調理業務などに限定した部分的業務委託・個人請負、派遣労働の受け入れなど多様化しています。

民営化の理由と実態

自治体当局があげる公立保育所民営化の理由は、民間保育所より経費がかかる公立保育所を減らして経費を削減すること、延長保育や休日保育、一時保育などの保育ニーズの多様化へ効率的に対応すること、の2つに尽きます。つまり前者は、男女の賃金格差がなく正規職員として働き続けることを前提に労働条件を形成してきた公立保育所と、国の保育単価が低く抑えられているために職員の若年退職を前提とする経営を迫られている民間保育所との間にある人件費格差を根拠に、財政効率を図るために公立保育所をなくし民営化するものです。しかしこの人件費格差も、民間企業の競争的参入によって、正規職員を前提に経験年数の違いから発生する格差から、全員を非正規職員に置き換えた場合に発生する格差へと広がっています。三鷹市が2001年4月に開設した東台保育所において、市が直営で運営した場合は約1億7000万円の経費が見込まれるのに対して、社会福祉法人が1億2500万円、(株)ベネッセコーポレーションが約7900万円で応募し、ベネッセに決定したことにみられるように、多くの民間企業が経営する保育所では正規職員が皆無であり、園長を含むすべての保育労働者が年収200～300万円の年間契約社員及び時間給1000円以下のパートタイム労働者によって運営するため、人件費を大幅に圧縮されています。保育労働者の非正規化は民間企業が経営する保育所だけに限った減少ではなくなっています。民間企業との競争に置き換えられていくことによって、社会福祉法人が設置運営する保育所でも、公立保育所でも非正規化が急速に広がっています。

公立・民間保育所の役割分担論

市区町村が公立保育所の民営化計画を明らかにするとき、往々にして公立保育所の役割・機能を限定化し、通常保育については原則として民間保育所によって実施するという「公私の役割分担」を併せて示しています。たとえば三重県四日市市では、市の役割を「支援」に限定し、公立保育所の民営化で確保した人的資源と財源によって民間保育所での延長保育拡充、休日保育実施、一時保育拡充、特定保育拡充をおこない、公立保育所では障害児保育の充実、家庭支援推進保育の充実（人権保育、外国籍児保育）、子育て支援施策の拡充をおこなうとしています。大阪府茨木市では、公立保育所を存続させるならば「民でできることは民に任せる」ことを原則とし、公立保育所が担うべき役割を限定し、高コストに見合った公立保育所に相応しい役割を明らかにする必要があるとして、1)私立保育所では対応することに限界がある虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子ども支援、2)幅広い地域の子育て支援のネットワーク化、3)私立保育所では対応困難な障害をもつ児童の受け入れ、4)在宅家庭における障害をもった子どもたちへの積極的対応をあげて

います。

公立保育所を廃止統合し、子どもの生活圏よりはるかに広い広域地域に1ヶ所ずつ残し、公立保育所では通常保育をおこなわずに特化した機能のみ持たせる政策は、障害をもつ子どもに対する最適な療育と保育のあり方、虐待児童やDVなどリスクのある家庭の子ども支援のあり方からみても問題があるとともに、通常保育をおこなってこそ蓄積され形づくられる保育の基本的な機能を公立保育所から削ぐことによって、住民の共有財産である保育所を住民のために有効に活用するという「行政改革」の趣旨にも反するものではないでしょうか。

東京都認証保育所

東京都は「選択」「競い合い」「地域」をキーワードに「福祉改革推進プラン」をつくり、そのなかで認証保育所制度を創設し2001年度より実施しました。目的は、1)認可保育所では応えきれない大都市のニーズ対応、2)都独自の基準、3)企業の経営感覚の発揮とし、特徴は、1)ゼロ歳児から、2)13時間以上、3)直接利用契約、4)上限のみを設定した保育料、5)認可保育所より低い都独自基準などであり、「東京から新しい保育に変えていきます！」と宣言し、公的保育制度の破壊を公言しています。このA型認証保育所は、2005年4月現在197ヶ所にのぼり、そのうち156ヶ所は株式会社か有限会社の経営です。

国に先駆けて日本の福祉・保育制度の拡充を進めたかつての革新都政の時代と180度変わり、公的保育制度の解体に向けて日本最大の自治体から突き上げていることについて、その転換をめざす取り組みの意義を強調しておきます。

市町村合併による問題

政府が行政改革の一つとして位置づけ、市町村合併特例法の一部改正などによって推進してきた、いわゆる「平成の大合併」によっても公立保育所の廃止、統合がすすんでいます。市町村合併によって3232市町村(1999年3月)が1822市町村(2006年3月)へと統合される見込みです。合併によって、たとえば2005年3月末に岡山市へ編入した御津町では4ヶ所のうち1ヶ所を、同じく灘崎町では5ヶ所のうち1ヶ所の公立保育所を廃止しました。市町村合併をきっかけに市役所・役場が統合され、保育所や学校、病院、会館等の施設が住民から遠ざかるとともに、保育所の職員配置基準や保育内容、保育料などのすり合わせを通じて、より住民・子どもにとって悪いほうに合わせ、あるいは職員異動の広域化によって地域住民との結びつきが希薄になるなどの問題も起こっています。

保護者や保育労働者の自主的活動に対する統制

自治体当局が、公立保育所の民営化をきっかけに保護者が保育制度や公立保育所の役割を学習討論し、民営化に反対する取り組みが各地でおこなわれていますが、このような保

護者会や保護者有志の自主的な活動に保育所施設を使わず、保護者間の連絡網も使わせないなど規制や妨害がしばしば起きています。

また保育労働者についても、民営化計画をいち早く保護者・住民に知らせ、保護者らとともに運動し、あるいは保護者らの運動に協力することに対して、秘密を守る義務（地方公務員法第34条）政治的行為の制限（同法第36条）を口実に脅し、保育労働者が保護者と手をつなげないような規制をしばしばおこなっています。しかし日本国憲法のもとでは本来行政庁に秘密があってはならないこと、及び住民の知る権利を保障する必要があることを考慮すると、その守秘義務の範囲はきわめて狭く捉えなければならないこと、保育の充実を願って保護者住民らと学習し、その要求実現のために広く住民の支持を得る行動は「政治的行為」にはあたらないものであり、このような攻撃に対しては民主主義を守るたたかいとして取り組む必要があります。

3. 公立保育所の民営化 - なぜ反対するのか

憲法と児童福祉法は「権利としての福祉」を保障

私たちが日々、実践している今日の保育は、日本国憲法と児童福祉法、子どもの権利条約などによって形づくられた公的保育制度のもとで、子どものしあわせと働きながら子育てできる環境づくりを願う国民・住民の要求におされて、かつての革新自治体の時代がそうであったように保育条件の改善をすすめ、幅広い保育関係者と保育労働者の実践と研究の積み重ねのなかで到達したものです。しかし十分とはいえません。政府と財界の雇用政策のなかで保育ニーズはさらに大きくなり、保育所の新增設による待機児解消をはじめ、保育の拡充が求められています。子どもたち誰もが豊かに育つ地域をつくるための課題が数多くあります。しかし日本国憲法や児童福祉法でうたわれている「権利としての福祉」の仕組みがなく、保育ニーズに対して民間企業が切磋琢磨して商品開発を競うことでしか解決できなかつたら、今日の日本の保育水準に到達しなかったことは、女性の就労率が高いにもかかわらず保育制度が存在せず、貧しい家庭の子どもたちが無権利状態ですごしているアメリカの事情をみれば明らかです。

ところが公立保育所を民営化し、保育事業を営利企業に任せる政策は、その先に日本の公的な保育制度を解体し、保育を利用者が市場から買い求める商品サービスへと転換することです。子どもを豊かに育てること、保育することは未来を切り開く仕事であり、その経費は何よりも優先して確保するべきです。

公立保育所の民営化により公立も民間も保育条件が低下

民営化によって移管された保育所では、多くの場合、保育士らの雇用関係が不安定になり、施設や職員配置も自治体独自の努力で引き上げた水準から国の最低基準まで引き下げられます。日本デイケアサービスが引き継いだ東京都大田区立西蒲田保育園では、園長が

開園後わずか1ヵ月後に退職し、1年間に保育士24人も入れ替わったために保育に重大な支障が生まれていることが報道されています。保育労働者が正規から非正規な雇用関係に置き換わり、子どもたちの保育と療育を保障する保育水準を維持できなくなっている事態は、この保育所だけの問題ではありません。

保護者・住民の不信・怒り・要求

やっと希望する保育所に入所でき安心して子どもを預けているのに、どうして自治体当局は一方的に民営化を決定し納得していないのに実施を強行するのでしょうか。公立だと割高で経費の削減のためというが、ほかにむだづかいと思える税金のつかい方をしながら、どうして子どものための予算をまっさきに削るのでしょうか。このような非民主的な行政運営に対する強い怒りが渦巻いています。移管の日をもって保育方針や保育者集団を総換えにされ、そのことが子どもと保護者に取り返しがつかないような傷をつけることを理解できないのでしょうか。子どもをモノとしてしか見ていないのではないのでしょうか。このように子どもの未来をつくる保育への無理解に対する怒りもあります。自治体当局は「保育は変わらない」と説明するが、引き継ぐ社会福祉法人や民間企業での保育はほんとうにこれまでの保育と同じなのかという不安もあります。

公立保育所民営化にかかわる数多くの運動のなかには、保育要求が実現されるならば公立保育所民営化そのものには反対しないが自治体当局のやり方には納得できないという思いなど、様々な願いと要求が交錯しています。私たちは、初めから公立保育所の民営化に反対する人たちだけの運動で公立保育所が守られ、公的保育制度が守られるとは考えていません。

公立保育所の民営化をゆるさないことが子どもの権利を保障する日本の保育制度を守ることになり、公立保育所と民間保育所がともに保育という社会的責任を果たしている日本の保育をさらに拡充させていくことにつながるのです。

4 . 各地の取り組みから学びあい、確信をもとう

公立保育所の民営化に反対し、公立保育所も民間保育所もそれぞれの特徴を生かしながら保育を拡充させ、安心して子育てできる地域と自治体づくりの取り組みが、全国各地でおこなわれています。そのなかには、民営化計画を阻止し、あるいは保護者・住民の理解を得られるまで実施を延期させる経験、民営化そのものは止められなかったが自治体の責任を明確にさせて民営化後の保育所の保育水準が低下しないような対策をとらせ、あるいは引き継ぐ法人の選定に保護者・保育労働者の声を反映させた経験、民営化に反対する取り組みを通じて保育者や保護者らのつながりが強まり、保護者会がつくられ、民営化された保育所に労働組合をつくって今後の運動に向けた基礎をつくった経験など、多くの経験が生み出されています。

ここではいくつかの経験を端折って紹介します。

(1) 民営化計画を阻止し、当局の思い通りに実施させないたたかい

岩手県盛岡市では、行革計画のなかで2004年度中に「公立保育所のあり方を考える検討委員会」を設置することを明記。労働組合はいち早く、1)検討委員会は公開で、2)委員に保護者や保育従事者、組合役員も加えること、3)子育て環境の実態調査や保育職場の実態調査を要求し、反映させました。そして在園児や開放事業を利用する保護者から「ひとことカード」(アンケート)を集め、一人ひとりの願いをもとに保護者や地域住民との懇談会、子育て行政にかかわる職員との懇談などを重ね、雪のなかの「もりおか保育まつり」も大盛況のうちに成功。運動が広がるなかで市当局がいきなり「公立保育所の民営化の是非について」という議題を提起したものの大学教授や医師、民間保育所の代表を含む「検討委員会」は突っぱね、「公立保育所は民間委託ではなく現体制(直営)で」とのまとめを発表しました。

千葉県船橋市は2003年10月に行革計画のなかで「公立保育園27園の一部を全面委託する」ことを打ち出しました。これに対して保育労働者は「保育三団体」(市職労福祉支部、父母会連絡会、時間外保育士労組)を結成して学習会などを重ね、運動の輪を市民のなかに広げるために市内の保育に関わる10団体と手を結んで「公立保育園だいきネットワーク」(略称だいきネット)をつくり、「1園たりとも減らさないゾ!」を合言葉に、「委託の園名を出させない」ことを目標に取り組み、署名は民営化に不安をもつ多くの保護者・住民の心をとらえて過去最高の12万筆以上が集まりました。担当課は「過半数の保護者が反対している状況では強行できない」といい、いまだに委託する園の名前を出させていません。

東京都江東区では、2004年6月にアウトソーシング基本方針に基づいた民営化計画を提示。計画では今後5年間で9園を公設公営及び民営化し、休日保育・ゼロ歳児保育充実・保育時間2時間延長等をおこなうとしています。保育所支部は組合員一人ひとりが確信をもって自分の言葉で語れるように職場学習を基礎に学習会と討論を重ね、住民ビラの配布や街頭宣伝、父母の会との懇談、民間保育所への訪問をおこないました。組合は民営化絶対反対ですが、保護者のなかには「あまりにも早急すぎる」「見直してほしい」などさまざまな意見があるなかで一致点に基づく団結を大切に、保問協で取り組んだ「見直し」署名はわずか4ヶ月間で84,000筆も集まり、議会で否決されたものの次の運動への基盤をつくりました。そのなかで豊洲保育園の民営化の実施時期を1年間遅らせることができました。このように保育労働者や保護者らの運動によって民営化を自治体当局の思い通りにさせず、公的保育を拡充させる今後のとりくみにつながる成果は、東京都下の多くの自治体でも勝ちとられ、練馬区では年度途中9月からの民間委託へと変更させ、現在は年度途中からの委託をさせないことを当面の目標に、ねばりよく取り組まれています。

静岡県御殿場市では、7年前に民営化計画が提案され実施に向けた動きがすすんだとき、コスト論に対して公立保育所の役割や保育政策を発表し、「困ったときに力になれる保育園」をめざし、延長保育や土曜日一日保育を必要としている子どもたちがいる現実に向き合って子育て支援や緊急一時保育を実現させ、公立保育所民営化が争点になった市長選挙で「民営化はしない」市長が当選し、計画を凍結させました。こうした運動のなかで臨時職員労働組合が結成され、処遇改善の取り組みもすすめてきました。そして今年の市長選挙では一騎うちとなった二人の候補とも「民営化はしない」と公約し、御殿場から民営化の声が消えました。そこには子育て世代からお年寄りまで、「子どもを大事に」という世代を超えた強い願いと、「地域の保育園」として信頼を積み上げてきた公立保育所の努力があります。

長野市では、財政難を理由に2004年度より公立保育所3ヶ所、公設民営保育所3ヶ所を3年間で順次民営化することを発表。保育労働者は嘱託職員を含めて団結し、「公立保育園が地域から残してほしいといわれるように保育の向上に全力を上げる」「民営化の白紙撤回に向けあらゆる力と知恵を出し合う」方針を決めました。民営化反対決起集会では御殿場市の報告を聞いて確信を深め、保護者とともに学習決起集会や夏祭り、対象地域でのピラ配布などに取り組み、連日のように新聞やテレビで報道。2004年度に続いて2005年度の実施も断念させています。民営化のために市が開催した説明会には100人もの住民が参加し、おじいさんが「これだけ子どもと泥まみれになって保育している保育士を市の幹部は誇りに思わないのか」と諭すなど、保育所への信頼が広がる中で、強行できない力関係をつくりだしています。

大阪府八尾市は2003年12月に児童福祉審議会が「複数の公立保育所の民営化」を答申、続く2004年9月には社会福祉施設検討会議が「5箇所の公立保育所の民営化は、おおむね平成21年度までの今後5年間で取り組む」ことを報告し、市は最初の1ヶ所の民営化条例を2005年3月議会に上程することを決定。「保育・学童保育の充実をめざす共同実行委員会」(地域の団体・市民で構成)は児童福祉審議会に諮問した段階から民主的な運営を要望し、審議会傍聴を欠かさず、2004年12月には「公立保育所民営化は市民全体の問題」として、民営化の賛成・反対を問わず、みんなで民営化のことを考えるシンポジウムを3回のべ317人で開催し、3万枚の市民向けピラ配布などで宣伝を強め、当該保育所の保護者のなかに民営化押し付けを許さない動きが広がり、3月議会への上程を断念させています。

愛媛・今治市では民営化方針が明るみにでて以降、保護者への宣伝や要望アンケートに取り組み、運動が広がるなかで、引き継ぐ予定だった農協が辞退し、いったん民営化は阻止されました。このたたかいを通じて「子どもがまんなか」を合言葉に「地域の保育を考える集会」がはじまりました。

(2) 民営化されたものの自治体の責任を追及し、改善措置をとらせたたたかい

政府・財界の強い後押しによってすすんでいる公立保育所の民営化は、保育労働者や保護者らの大きな運動と幅広い住民世論が形づくられても撤回、凍結させられない場合が往々にしてあります。しかしこのたたかいを通して自治体の責任を明らかにさせ、保育水準を低下させないための成果をかちとった経験が生まれています。その先駆けとなったのが東大阪市や八千代市です。1998年に市当局が、公立保育所12ヶ所の約半数を民営化する方針を出したのに対して、保護者会と市職労は反対運動に取り組むとともに「市子育て支援対策検討委員会」に父母も参加し、「職員配置は市の基準に準じる」などの条件に加え「一人ひとりがどんな時にいい表情だったか、毎日伝えられるようなきめ細かな体制に」など親が望む保育内容を反映した提言を出し法人選別に生かされるとともに、移管後の法人理事に地域代表を入れさせました。

埼玉県所沢市では、住民の願いにこたえて8時までの延長保育や子育て支援などを組合として提案し実現させてきました。待機児対策で1ヶ所が公設民営化されましたが、2度にわたる地域実態調査をおこない、民営化にあたって事業者を選考する委員会に組合代表も参加させ、公立とも連携して地域に責任を持つ保育実践をしている社会福祉法人を指名させました。

東京都墨田区では、2004年4月より区立あおやぎ保育園を指定管理者制度による民営化を提案しました。保育労働者は委託に反対し、地域宣伝など幅広い運動をすすめた結果、委託は止められませんでした。「区内の実績ある社会福祉法人に限定する」という回答をかちとり、職場内に福祉保育労組があり信頼できる保育を実践している社会福祉法人厚生会に決まりました。委託されても、委託先の労働者もいっしょに「墨田区の公的福祉を守る実行委員会」にも参加して保育充実のために共同行動を進めています。

東京・中野区では、2003年度から3年間で公立保育所5ヶ所を民営化し、将来的に障害児向けなどを除き37ヶ所すべての民営化を打ち出しました。非正規の保育労働者は東京公務公共一般労組に結集し、保護者・住民とともにたたかい、民営化は強行されたものの、1ヶ所は民間企業ではなく社会福祉法人に押しとどめ、たたかいのなかで設置者としての区の責任を再三表明させ、保護者の意向を反映させるための組織として「三者協議会」（区当局、事業者、父母連）の設置を約束させました。

高知・南国市では、1997年に計画が出されて以降4年間にわたって保護者や住民、保育労働者の反対運動が続けられましたが1ヶ所の民営化を強行、さらに自治体当局は一般財源化を理由に民営化対象を全園に拡大、2004年度より2ヶ所目の民営化も強行しました。しかし保育労働者や保護者らは、当該保育所のある地域住民・有権者の過半数の反対署名を集め、条例化にあたっては保育水準を守るために、1)移管法人は公募、2)選考会議の設置、3)選考会議に保護者や地域代表の参画、を表明させ、保護者の意向を反映させる条件を確保しました。その後市長は選考会議の結論を覆し、地元紙からも「話し合いもど

き、民主的もどき。そんな市政では市民がついていけない」などと批判されるなか、移管にあたって「保育内容や保育条件の引き継ぎ」について一定の歯止めをかけることに至っています。また保育内容の研修を公立保育所と民間保育所が共同でおこない、公立であれ民間であれ子どもたちが等しく守られ、質の高い保育を受けられるための努力がなされています。

(3) たたかひのなかで保育労働者や保護者らのつながりが強まり、今後の基礎をつくった経験

大阪府東大阪市では、1994年、1997年、2003年に1ヶ所ずつ外郭団体へ運営委託。しかし大きな運動が取り込まれるなかで、保育水準を低下させないことを約束させ、保育内容を継承させるために1年間、所長、地域担当兼務主任、各クラス1名、障害児加配、看護師、調理士を残すことを実現しました。そして市当局が年度途中から調理士の引き揚げを強行したことをきっかけに「子どもたちにより良い給食を作るためには組合が必要だ」という声におされ、委託先の若い調理士や保育士らの勇気に支えられて2004年3月に組合を結成し、1)健康に働きつづけられること、2)保育内容の向上、3)臨時雇用員、パート雇用員の労働条件改善に取り組んでいます。市職員の引き揚げ後も合同の職場会議や保問研活動、太鼓サークルなどの交流をつづけています。

東京都世田谷区では、2004年4月に「石原都知事と連携を密にして区政の流れを変える」を掲げた新区長が登場するやいなや、2006年度より5年間で5カ所の民営化計画を発表。組合員のなかには「財政難だから仕方がない」「自分たちは首にならないから」「よい民営化ならいいのでは」の思いがあるなかで、全組合員の取り組みにするために学習を重視し、そして保護者や住民への宣伝では新聞折り込み2種55万枚、全戸配布2回40万枚、駅頭宣伝週2回延べ100駅、保育所門前5回、歩行者天国宣伝2回と取り組み、11月議会に請願署名86000筆を提出。議会はこれまでの慣例を破って多数決で不採択にしましたが、さらに大きな運動へと広がっています。この取り組みを通じ、新たに保護者会も生まれ、つながりが強まっています。

(4) それぞれの地域で取り組まれてきた経験から学んで

公立保育所の民営化は一部の地域に限られたものではなく、構造改革のなかで全国くまなく引き起こされていることを反映して、民営化とのたたかひも全国各地で起こっています。これらのたたかひの教訓の第一は、地域を基礎に保護者・住民と保育労働者・関係者の共同の取り組みとして展開されていることです。最初に情報をキャッチした自治体労働者、保育労働者がいち早く保護者、さらに住民に広く知らせ、共同のとりくみとしてたたかひている経験が数多く生み出されています。また大阪府高石市、大東市、枚方市、横浜市などのように、保護者によって住民訴訟が提起され、保護者の不安と反対を押し切って民営

化を強行する自治体当局の不当性を法廷の場で明らかにするたたかいもおこなわれています。さらに保育労働者が労働組合として運動に立ち上がれない自治体でも保護者自身が立ち上がり、ネットワークを広げるなかで大きなたたかいへと発展させ、成果を勝ちとっている経験もあります。

第二は、「知は力」として学習をていねいに取り組んでいることです。公立保育所民営化の背景と本質、保育所が果たしてきた役割などをしっかりと学習することは、運動に確信をもち、運動に参加する人を広げるうえで欠かせません。保育問題協議会や保育運動連絡会などを通じて日常的に保育労働者の運動と保護者・住民の運動との連携があるところでは最初から保護者・住民といっしょに取り組んでいますし、長野市のように嘱託職員や非常勤職員も正規職員もいっしょになって繰り返し学習している経験、世田谷区のようにすべての組合員が参加できるようにきめこまかく学習会をおこなった経験も生まれています。息ながい取り組みをすすめるうえでも学習の大切さが実感させられます。

第三は、すべての住民を対象に取り組んでいることです。「公立保育所民営化は市民全体の問題」として捉えて運動している八尾市の経験にもあるように、子どもを育てる環境をどう保障するのかというたたかいであり、御殿場市で見られるように市長の基本的な姿勢が問われる問題であり政治を変えることにもつながります。ビラ・パンフ・署名など大量宣伝を基本にした世論づくりに積極的に取り組むとともに、盛岡市のように一人ひとりの願いを持ちより、保育所をつくってきたおじいちゃんやおばあちゃんもが大きな役割を發揮してもらい、子どもを大切にしたいと願う幅広い人たちが主人公になるような働きかけが大切です。主権者である子どもや保護者・住民を置き去りに労使間で決着をつける問題でないことは明らかです。

5 . 行動提起 - 保育関係者の共同の力で

公立保育所の民営化を許さず、公的保育を拡充させるなかで、一人ひとりの子どもが大切にされ、誰もが安心して子育てができる日本と自治体をつくるために、保護者はもちろんのこと、地域住民の願いと要求をしっかりと受け止め、保育労働者、保護者・住民、保育関係者が手をつなぎ、思う存分力を出し切ろうではありませんか。

そのうえで、まず保護者を中心とした市民の幅広い共同をつくり、運動をすすめていることです。しかし保育労働者と保護者との信頼関係を築くためにずいぶん苦勞している地域も少なくありません。それぞれの立場、要求や意見を尊重しながら、江東区の経験にあるように一致できる点での共同を通じ、共感と信頼しあえる関係を築きましょう。

民営化に対するたたかいでは、公立保育所の役割が改めて問われています。御殿場市では「困ったときに力になれる保育園」をめざした地道な取り組みが公立保育所への信頼をひろげています。激しく粘りつよくたたかってきた大阪府大東市の保育労働者は、さきの自治体保育労働者の全国集会（2005年2月）で、公立保育所の役割として、1)常に市民

の側に立つ保育所、2)保育の条件を常に向上させる保育所、3)地域にある福祉施設として保育のセンターとしての保育所、4)直接保育のニーズを把握する窓口としての保育所をあげ、そこに働く保育労働者の役割として、1)子どもの育ちに責任をもった保育をする保育者、2)働きながら子どもを育てる保護者への理解と共感できる保育者、3)地域で子どもを育てる親への理解と支援をする保育者、4)市民の要求を保育所運営に反映させる福祉的感覚をもつ保育者をあげています。また地域調査をおこなうことも地域の子育ての課題と保育所の役割を明らかにするうえで力になっています。公立保育所と保育労働者の役割をそれぞれのたたかいを通していっそう明らかにさせ、確かめあっていきましょう。なお公立の役割を民間との関係で特徴づけること、役割分担論の誤りについては、先に提起したとおりです。

次に民営化・民間委託を強行されたのちでも保育水準を低下させない取り組みをおこなうことです。八千代市のたたかいがその先駆けとなりましたが、墨田区では受託する法人を職場に労働組合があり信頼できる保育をおこなう法人を選定しましたし、東大阪市では受託法人に労働組合をつくることで、その保障をかちとろうとしています。このことと関連して、船橋市の経験でもあるように、嘱託職員・非常勤職員を労働組合に入ってもらふことと最初から運動に参加してもらふことの意義を強調しておきたいと思います。中野区の経験のように非正規労働者はまっ先に解雇されるきわめて弱い立場に置かれているだけでなく、現実には日常的な保育において重要な役割を果たしているからです。

最後に、本集会の成果を各地の取り組みに生かすために次のことを提起します。

それぞれの地域ブロック、都道府県、市区町村ごとに、保護者・住民、保育労働者らの共同の取り組みとして、保育の市場化、公立保育所の民営化などをテーマに学習交流集会をもちましょ。現在予定されている集会は次のとおりです。

ブロック 東海北信ブロック 6月18 - 19日 四日市市

近畿ブロック 6月18日 神戸市

都道府県 千葉 5月22日

高知 5月21日